

令和8年度群馬県立特別支援学校高等部訪問教育入学者選考実施要項

令和8年度群馬県立特別支援学校高等部訪問教育の入学者選考は、この要項によって実施する。
令和8年度群馬県立特別支援学校高等部訪問教育入学者選考実施校は、次の6校とする。

群馬県立赤城特別支援学校
群馬県立高崎特別支援学校
群馬県立二葉高等特別支援学校
群馬県立あさひ特別支援学校
群馬県立渋川特別支援学校
群馬県立渡良瀬特別支援学校

1 応募資格

群馬県に居住していて、次の(1)～(3)に該当する者を原則とする。

- (1) 現在、特別支援学校に在籍しており、中学部を令和8年3月卒業見込みの者
- (2) 障害の程度が重度又は重複していて、通学して教育を受けることが困難な者
- (3) 訪問教育を受ける希望がある者

2 対象学校等

- (1) 群馬県立赤城特別支援学校は、原則として自校中学部在籍者とする。
- (2) 群馬県立高崎特別支援学校は、原則として自校中学部及び高崎市立高崎特別支援学校在籍者とする。
- (3) 群馬県立二葉高等特別支援学校は、県立二葉特別支援学校及び前橋市立前橋特別支援学校在籍者とする。
- (4) 群馬県立あさひ特別支援学校は、自校中学部及び県立伊勢崎特別支援学校、県立館林特別支援学校、県立桐生特別支援学校及び県立太田特別支援学校在籍者とする。
- (5) 群馬県立渋川特別支援学校は、原則として自校中学部在籍者とする。
- (6) 群馬県立渡良瀬特別支援学校は、原則として自校中学部在籍者とする。

3 出願手続

(1) 出願書類

ア 「入学願書」「受検票」

「入学願書」及び「受検票」の所定の欄に、志願者の写真(縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽。ただし、生徒の状態等に応じてはその限りではない。令和7年10月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。「入学願書」と「受検票」は同一の写真とする。)を貼付する。

「ぐんま電子申請受付システム」を利用した入学願書及び受検票を作成する場合、令和8年度群馬県立特別支援学校高等部入学者選考実施要項別記2(9頁～10頁)を参照する。

イ 「調査書」

ウ 「診断書」

エ その他出願先の学校で必要とするもの

(2) 出願書類の配布

次に示すとおり各特別支援学校において配布する。

県立赤城特別支援学校	3学期から随時
県立高崎特別支援学校	令和7年11月 5日(水)
県立二葉高等特別支援学校	令和7年12月 9日(火)
県立あさひ特別支援学校	令和7年11月21日(金)
県立渋川特別支援学校	令和7年10月 8日(水)
県立渡良瀬特別支援学校	令和7年11月13日(木)

※ これ以外は学校に問い合わせる。

(3) 出願書類の提出

ア 志願者は、所要事項を記入した「入学願書」等を在籍する学校の校長に提出する。

イ 志願者から「入学願書」等の提出を受けた学校長等は、「入学願書」「受検票」「調査書」「診断書」及びその他必要な書類を所定の受付期間内に志願する学校の校長に提出する。

ウ 志願先の学校の校長は、「入学願書」を受け付けたときに「受検票」を交付する。

(4) 出願期間

令和8年1月29日(木)、1月30日(金)とする。

受付時間は、1月29日（木）は午前9時から午後4時までとし、1月30日（金）は午前9時から正午までとする。

4 志願の辞退

志願の辞退は、次の手続による。

なお、手続は、令和8年2月18日（水）午後4時までに行うものとする。

- (1) 辞退を希望する者は、在籍する学校の校長を経て、「志願辞退届」（様式5-1、84頁）及び交付された「受検票」をすでに志願した学校の校長に提出する。
- (2) 「志願辞退届」が提出された学校の校長は、辞退を希望する者に「志願辞退証明書」（様式5-2、84頁）を交付する。

5 選考方法

- (1) 高等部訪問教育実施校の校長は、調査書等提出書類及び必要に応じて行う面接等の結果に基づき、公正かつ総合的に判定して入学者を選考する。
- (2) 高等部訪問教育実施校の校長は、入学者選考のための資料の調査・処理に当たっては、所属教員をもって選考委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

6 入学者選考日

令和8年2月19日（木）

※ 高等部訪問教育実施校の校長は、選考日に受検できない理由及び志願者の障害の状況に応じて、別日に面接等を実施することができる。

7 合格者発表日

令和8年3月4日（水）

